

お知らせ版 No.1,407

2023年3月25日号

★発行／大石田町役場総務課

☎35-2111 (内線218)

◎大石田町公式ホームページアドレス

<https://www.town.oishida.yamagata.jp>

保健福祉課から

目指せ！元気な百歳！

いきいき百歳体操のご案内

◆期 日／4月6日(木)、11日(火)、13日(木)、18日(火)、25日(火)

◆時 間／午前10時～1時間程度

◆場 所／虹のプラザ2階「中会議室」

■保健福祉課 福祉グループ 介護保険担当
☎35-2111 (内線132)

保健福祉課から

国民健康保険・後期高齢者医療の傷病手当金の支給延長

国民健康保険及び後期高齢者医療に加入している方が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱などの症状があり感染が疑われる場合に、その療養のために仕事ができなくなった期間、傷病手当金を支給しています。

◆対象期間が令和5年5月7日まで延長されます／

令和2年1月1日～令和5年3月31日の間で労務に服することができない期間（ただし入院が継続する場合等は最長1年6月まで）としてきましたが、令和5年5月7日まで延長されました。

◆支給対象者・支給額は変更ありません／

★支給対象者（①から③のすべてに該当する方）

①勤め先から給与の支払いを受けている方で、新型コロナウイルス感染症に感染、又は感染の疑いによる療養のため休業された方

②感染又は感染の疑いにより、連続して4日間以上仕事ができなかった方

③仕事ができない期間に対する給与の支払いを受けられなかった方

★支給額

直近の継続した3月間の給与収入の合計額÷就労日数×2/3×支給対象日数（労務に服することができない期間の日数－3日間）

◆申請方法／

申請書の提出が必要です。医療機関への受診の有無等により、必要な書類が異なりますので、あらかじめ電話で下記担当にご相談の上、お越しください。

■保健福祉課 保健医療グループ
☎35-2111 (内線173)

建設課から

大石田町都市計画マスタープラン(立地適正化計画)の公表

都市計画法第18条の2の規程に基づく「大石田町都市計画マスタープラン」を策定したので公表します。本計画には、都市計画再生特別措置法第81条に基づく「立地適正化計画」を内包しています。

◆公表日／3月27日(月)

◆公表場所／役場建設課・町公式ホームページ

※右の二次元コードからアクセスできます。



■建設課 建設グループ ☎35-2111 (内線241・243)

町民税務課から

会社を退職された方は…

国民年金の届出が必要です

20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が義務付けられています。勤務先を退職（失業）された時は、厚生年金保険から国民年金への変更の届出が必要です。

◆持参するもの／社会保険資格喪失証明書等の退職の日付が確認できる書類

◆手続窓口／役場町民税務課1・2番窓口

※年金事務所等での手続き、日本年金機構への郵送による手続きをされた方は、お越しいただく必要はありません。

■町民税務課 住民グループ ☎35-2111 (内線123)

町民税務課から

国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

国民年金は、20歳以上であれば学生も加入しなければなりません。

ご本人の所得が一定額以下の場合は、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。対象となる方は、大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校などに在学する学生などです。承認期間は4月～翌年3月の1年ごとです。

次年度も在学予定の場合は毎年4月初旬から順次ハガキ形式の再申請書が届きます。引き続き、学生納付特例制度の申請をご希望の場合は、必要事項を記入の上、日本年金機構へお送りください。

申請は下記でも受け付けています。

■町民税務課 住民グループ ☎35-2111 (内線123)

4月大高根演習場の使用予定について

陸上自衛隊大高根演習場において、下記のとおり訓練が実施されます。風向き等によって演習の騒音が聞こえる場合がありますのでお知らせします。

◆訓練実施日／3日～14日、17日～21日、24日～28日

■陸上自衛隊第20普通科連隊神町駐屯地
☎48-1151



令和5年4月1日から

自転車用ヘルメットの着用が努力義務化されます

改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されます。県内の自転車事故（過去5年）による死者の負傷部位で最も多いのは、「頭部（あたま）」で、7割を占めています。大切な命を守るために、大人も子どももみんなで自転車用ヘルメットを着用しましょう。

■まちづくり推進課 生活安全グループ ☎35-2111（内線226）

農業委員・農地利用最適化推進委員の推薦及び公募を行います

現委員の任期が令和5年7月19日で満了となるため、新たに農業委員・農地利用最適化推進委員の推薦と公募を行います。

◆応募期限／4月12日（水）まで

◆募集人数／①農業委員：14人

②農地利用最適化推進委員：10人（大石田・横山地区：5人 亀井田地区：5人）

※農業委員の担当区域は設定しません。

◆任期／令和5年7月20日から3年間

◆報酬

農業委員			農地利用最適化推進委員
会長	会長代理	委員	
年額 310,000 円	年額 255,000 円	年額 240,000 円	年額 180,000 円

◆応募の手続き／応募用紙に必要事項を記入の上、直接または郵送で、大石田町農業委員会事務局へ提出してください。また、応募用紙は次のいずれかの方法で取得してください。

①大石田町農業委員会事務局で直接受け取る。

②大石田町ホームページから取得する。

※町ホームページからダウンロードし、A4普通紙に印刷してください。（感熱紙は不可）

◆その他／・農業委員と農地利用最適化推進委員の兼職はできません。

・中間経過と結果について、候補者の住所・連絡先・生年月日以外を町ホームページにて公表します。

■大石田町農業委員会事務局 ☎35-2111（内線151）

協会けんぽ山形支部からのお知らせ

協会けんぽの 保険料率等が変わります

協会けんぽ山形支部の健康保険料率は令和5年3月分（4月納付分）から9.99%から9.98%に、介護保険料率は1.64%から1.82%に改定させていただきます。

今回の保険料率の変更は、皆さんの健康づくりへの取り組み（インセンティブ制度）の結果が大きく影響しています。

4月以降、生活習慣病予防検診の自己負担額の軽減をしますので、今後の保険料負担の上昇を抑えるためにも、引き続き疾病予防等への取り組みにご協力をお願いします。

■全国健康保険協会山形支部
企画総務グループ
☎023-629-7226

北村山視聴覚教育センターからのお知らせ

入場無料！土曜日の一般公開のお知らせ

★土曜日の一般公開

◆開館日／4月1日（土）、8日（土）、15日（土）、22日（土）

◆内容／①映画⇒午前10時～（約25分間）

「楽しいムーミン一家シリーズ」

4/1 「ムーミン谷の春」

4/8 「魔法の帽子」

4/15 「浜で見つけた難破船」

4/22 「おばけ島へようこそ」

②プラネタリウム⇒午前10時40分～

（約40分間）

※今夜見える星座を生解説します。

◆場所／北村山視聴覚教育センター ◆入場料／無料

◆その他／予約優先です。下記に電話で予約をお願いします。

■北村山視聴覚教育センター ☎0237-53-0695

町道南通線 通行規制のお知らせ

町道南通線の無散水消雪道路改良工事に伴い、以下のとおり通行規制を行います。期間中大変ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

- ◆規制箇所／町道南通線 右図の区間
- ◆通行規制／終日片側交互通行規制
- ◆規制期間／4月上旬から6月下旬までの期間のうち40日程度（予定）

※時期により規制車線を変更します。
また、工事内容や進捗により一時的に規制を解除することがあります。

- ◆施工業者／株式会社 佐々木建設
☎0237-25-2128

■建設課 建設グループ ☎35-2111（内線243）



春の火災予防運動のお知らせ

- ◆実施期間／4月9日(日)～22日(土)

4つの習慣

- 寝たばこは絶対にしない。させない。
- ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- コンロを使う時は火のそばを離れない。
- コンセントは、ほこりを掃除し、不必要なプラグは抜く。

6つの対策

- 火災の発生を防ぐために、ストーブやコンロ等は安全装置の付いた機器を使用する
- 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

■尾花沢市消防本部 予防保安係 ☎0237-22-1131

国民年金保険料がスマホなどの電子決済で納付できるようになりました！

令和5年2月20日(月)から、スマートフォンなどを使って、国民年金保険料の電子決済（キャッシュレス決済）納付ができるようになりました。ぜひご利用ください。

【対象決済アプリ】

- ①auPay ②d払い ③PayB ④PayPay

【スマホ決済の流れ】

- (1) 決済アプリをダウンロードする
- (2) 氏名・生年月日等を登録する
- (3) 納付書に記載されているバーコードを読み取る
- (4) 決済内容を確認する
- (5) パスワードを入力する



▲日本年金機構HP

※バーコードが印字されていない納付書（30万円を超える金額の納付書等）については、ご利用いただけません。

※各決済アプリの使用方法等については、ご利用の決済事業者にお問い合わせください。

■町民税務課 住民グループ ☎35-2111（内線123）



県営住宅の入居者を募集

- ◆申込資格／所得が公営住宅法の規定に該当する方。（県外在住の方も申込可能）

- ◆募集住宅／県営大石田アパート

住 所：大石田町大字大石田甲623-157（庚申町）

構 造：中層耐火構造（4階建）

公募戸数：1戸（4階）（单身可あり）

- ◆申込期間／4月17日(月)～21日(金) 午前10時～午後6時

※詳細は下記までお問い合わせください。

■山形県すまい情報センター（山形市城南町 霞城セントラル22階） ☎023-647-0781



こんにちは☆地域包括支援センターです！



介護の相談をお受けいたします
不安な介護を安心な介護に変えましょう

暮らしの中でこんなことはありませんか？

- * 歩く時ふらついて怖い…。安心して歩きたい。
- * 布団からの起き上がりが難しくなった。
- * 椅子から立ち上がる時、手すりがあれば楽なのに…。

- * 足が痛くて歩けない。車いすがあれば。
- * 床ずれができて痛い…。
- * 玄関の段差があり車いすで入れない。

こんな時には福祉用具を利用して自立した生活を過ごしましょう。

★福祉用具専門員がご本人様に合った福祉用具と一緒に選び、調整してくれます。

福祉用具専門員とは？

⇒日常生活で福祉用具を使用する人に対して、選び方と使い方を説明するなどのアドバイスを行う専門職のこと。

福祉用具にはこんなものがあります…

福祉用具貸与（レンタル）

車いす、介護用ベッド、四点杖、ベッド柵、手すり、歩行器、床ずれ防止用具（エアマット、耐圧分散マット）など

※定期的に福祉用具専門員による点検をします。

貸与（レンタル）されやすい福祉用具にはこんなものがあります。



福祉用具購入

ポータブルトイレ、入浴補助具（シャワーチェアなど）など

※介護保険を使えば、用具費用の1～3割の自己負担額を支払うことで利用できます。（ただし、上限はあります。）

まずは介護保険の申請をしましょう。

ご希望の方は地域包括支援センターにご相談ください。

大石田町地域包括支援センター

場所：特別養護老人ホーム「仁風荘」内

営業日：月曜日～土曜日 営業時間：8：30～17：30

☎36-1520

